



あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

2月といえば立春。暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。
風邪などひかないように、ご自愛くださいませ。
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



～ 令和元年分の所得税～ 確定申告の留意点

所得税及び復興特別所得税(以下、所得税)の確定申告時期となりました。令和元年分の申告を行うに当たっての留意点を、いくつかご案内します。

添付書類の省略

平成 31(2019)年 4 月 1 日以後に提出する申告書から、次の書類の添付が不要となりました。

【添付不要となった書類】

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票 |
| 2. 上場株式配当等の支払通知書 |
| 3. オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書 |
| 4. 配当等とみなされる金額の支払通知書 |
| 5. 特定口座年間取引報告書 |
| 6. 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書 |
| 7. 特定割引債の償還金の支払通知書 |
| 8. 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例における相続税額等を記載した書類 |

上記 1. ～ 5. の書類は、これまで電子申告を行った際に、“第三者作成書類”として特定事項の記載を行うことで、書類の保存義務はあるものの、提出は不要とされていたものです。今回の添付不要により、保存義務もなくなりました。

ただし申告書を作成するには、これらの書類が必要です。今後もこれらの書類を紛失等されないよう、ご留意ください。

住宅ローン控除の拡充

消費税率の引き上げに伴い、住宅借入金等特別控除(以下、住宅ローン控除)が拡充されました。具体的には、令和元(2019)年10月1日から令和2(2020)年12月31日までの居住、かつ、居住用物件に適用された消費税率が10%である場合には、控除期間が10年間から13年間へ3年間伸長され、一定の控除が受けられます。この場合、居住用物件の種類に応じた次の金額が控除限度額となります。

【伸長期間(11～13年目)各年の控除限度額】

- | |
|--|
| 1. 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合 |
| 次のいずれか少ない額 |
| 年末残高等(上限5,000万円) × 1% |
| (住宅取得等対価の額 - 消費税額(上限5,000万円)) × 2% ÷ 3 |
| 2. 上記1. 以外の住宅の場合 |
| 次のいずれか少ない額 |
| 年末残高等(上限4,000万円) × 1% |
| (住宅取得等対価の額 - 消費税額(上限4,000万円)) × 2% ÷ 3 |
| () 補助金及び住宅取得等資金贈与の額控除前 |

仮想通貨に係る措置

ビットコインなどで知られる“仮想通貨”について、次の措置が講じられました。

1. 評価方法

これまで、仮想通貨の取得価額の算定には『移動平均法』を用いることを基本とし、継続適用を要件に、『総平均法』も認められていました。これが法制化され、原則として納税者が届出により選定した評価方法を用いて、取得価額を算定することとなりました。選定できる評価方法は、次の2つです。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 総平均法 | (2) 移動平均法 |
|----------|-----------|

仮に納税者が選定の届出をしなかった場合には、(1)の総平均法が評価方法となります。(2)の移動平均法を用いたい場合には、必ず届出をしなければなりません。

届出には次のとおり期限がありますが、令和元年分に関しては経過措置が設けられています。具体的には、平成31(2019)年4月1日時点で仮想通貨を有している場合は、平成31(2019)年4月1日にその仮想通貨を取得したものと、令和元年分の確定申告期限(令和2(2020)年3月16日)までに届出書の提出を行えば、令和元年分の申告から選定した評価方法が認められます。

【仮想通貨の評価方法の届出書の提出期限】

仮想通貨を新たに取得した日又は従来取得している仮想通貨と種類が異なる仮想通貨を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出
--

2. 取得価額算定の例外

取得価額を算定する例外として、売買収入金額の100分の5相当額を取得価額とすることが認められることとなりました。

是正を受けやすい申告誤り

税務署からは是正の連絡を受けやすい申告誤りをいくつかご紹介いたします。

1. 配偶者や扶養親族の所得要件

特に、ご子息(ご息女)の年収合計が103万円を超えるケースにご留意ください。

裏面に続く

2. 申告漏れ

(1) ふるさと納税返礼品

ふるさと納税の返礼品は、一時所得として課税対象となります。特に、返戻率の高い自治体への高額なふるさと納税にご留意ください。

(2) 保険の満期金、解約返戻金等

生命保険会社からの満期金や解約返戻金がある場合に、ご留意ください。

(3) 国外財産

特に、国外に口座のある預金利子などが、申告漏れになりやすいです。

(4) 還付加算金

過年分の確定申告で所得税の還付を受けた際に、利子相当分として『還付加算金』をあわせて受け取る場合があります。還付加算金は受け取った年分の雑所得として、課税対象となります。

事業者にかかる消費税の取扱い

消費税の納税義務者である場合には、原則、令和元(2019)年10月1日以後の取引について、消費税率ごとに経理をする、“区分経理”が求められています。所得税とあわせてこちらもご留意ください。

なお、令和元年分の所得税及び消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の確定申告に係る法定納期限及び口座振替日は、次のとおりです。期限内の納付あるいは振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

	法定納期限	口座振替日
所得税	令和2(2020)年3月16日(月)	令和2(2020)年4月21日(火)
消費税	令和2(2020)年3月31日(火)	令和2(2020)年4月23日(木)

() 課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日あり

(出典: MyKomon)

お仕事カレンダー

2月10日(月)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付(1月分)
2月17日(月)	所得税確定申告(書面)の受付開始(～3月16日) 所得税確定申告税額の延納届出(～3月16日) 所得税及び復興特別所得税の納付(～3月16日 現金納付の場合)
3月2日(月)	12月決算法人の申告・納税、6月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 3月・6月・9月決算法人消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)



お仕事備忘録

- 確定申告(書面)の受付開始**・・・令和元(2019)年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、3月16日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。ただし、振替納付の場合の振替日は4月21日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。
また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金で納付する場合は3月31日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月23日です。
- 国民年金保険料の「2年前納」の手続き**・・・平成26(2014)年4月から、2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まっています。従来よりある6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなっています。申込期限は毎年2月末日までとなっていますので、希望される方は早めに手続きをしましょう。
- 天皇誕生日**・・・天皇陛下のご即位により、令和2(2020)年から天皇誕生日が2月23日となります。今年は2月23日が日曜日にあたるため、翌24日が振替休日として国民の祝日となります。
- 4月昇給の場合の資料収集等の準備**・・・4月昇給の事業者は、昇給の情報収集や人事評価等を行います。世間の昇給に関する情報を収集しつつ、業績資料から原資の検討、部門、個別評価や配分の検討を行う等、昇給の準備を開始しましょう。
- 新入社員の受入準備**・・・4月に新入社員を受け入れる事業者は、入社式の会場確保等の事前準備や支給貸与品の手配、研修の企画等、受入準備を開始します。チェックリストなどを用いて準備を行うとよいでしょう。

第27回 医業経営懇談会のご案内

日時: 2020年2月11日(火)

セミナー: 14:00～

懇談会: 17:20～

開催場所: ホテルハマツ



セミナー: 3,000円(税込)(お一人様)

懇談会: **無料**

参加のお申込みは
当法人までご連絡下さい
☎024-944-3644



一部の地域については確定申告等の期限が延長されておりますのでご確認下さい。